

直前対策 第5回 問題

(有)拓明館

【問1】次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。
- 2 AB間でA所有の甲土地の売買契約を締結した後、Aが甲土地をCにも売却してCが登記を具備した場合、Bは、Aに対して債務不履行に基づく損害賠償請求をすることができる。
- 3 売主Aと買主Bが乙建物の売買契約を締結した後、Aが乙建物の引渡債務について遅滞の責任を負っている間にて建物が地震により全壊したため、乙建物の引渡しが可能となったときは、Bは、Aに対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 4 債権者が債務の履行を受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額について、債権者と債務者はそれぞれ半額ずつ負担しなければならない。

【問2】債務不履行に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 売主Aと買主Bが甲建物の売買契約を締結した場合、Bは、特別の約定がない限り、甲建物の登記の移転に係る履行の提供を受けていないことを理由として、Aに対して代金の支払を拒んでも、履行遅滞の責任を負わない。
- 2 当事者が、債務の不履行について損害賠償の額を予定した場合には、裁判所は、その額を減額することは一切できない。
- 3 債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定めるが、当事者が債務の不履行について損害賠償の額を予定した場合には、裁判所は、この過失相殺をすることができない。
- 4 売主Aと買主Bが甲建物の売買契約を締結した場合、代金支払債務の不履行による損害賠償については、Bは、不可抗力をもって抗弁とすることができる。

【問3】契約の解除に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない場合、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、相手方は、契約の解除をすることができない。
- 2 建物の売買契約の締結後、当該建物の引渡期日前に、買主の責めに帰すべき事

直前対策 第5回 問題

(有)拓明館

由により当該建物が焼失したため、当該建物の引渡が不可能となった場合、買主は、当該売買契約の解除をすることができる。

3 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、債権者は、債務者に対する履行の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

4 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したときは、債権者は、債務者に対する履行の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

【問4】AB間で、A所有の甲建物の売買契約を締結した場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはいくつあるか。

ア Bが当該売買契約を解除した場合、Aは、Bに対して代金を返還するときは、解除時からの利息を付さなければならない。

イ Aが当該売買契約を解除した場合、Bは、Aに対して甲建物を返還しなければならないが、甲建物の使用料相当額をAに返還する必要はない。

ウ Aが当該売買契約を解除した場合、Aの代金返還債務と、Bの甲建物の返還債務は、同時履行の関係に立つ。

エ Bが甲建物をCに売却した後、Aが当該売買契約を解除した場合、Aは、Cが登記を備えていたとしても、Cに対して甲建物の返還を請求することができる。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

【問5】次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1 売主Aと、買主Bが甲建物の売買契約を締結した場合、甲建物の引渡期日が到来する前に、甲建物が地震により全壊したため、甲建物の引渡しが不可能となったときは、Bは、代金の支払いを拒むことができる。

2 売主Aと、買主Bが甲建物の売買契約を締結した場合、甲建物の引渡期日が到来する前に、甲建物がBの失火により全焼したため、甲建物の引渡しが不可能となったときは、Bは、代金の支払いを拒むことができる。

3 注文者Aと、請負人Bが甲建物の増築を目的とする請負契約を締結した場合、Aの失火により甲建物が焼失し、増築が不可能となったときは、Aは、報酬の支払いを拒むことができる。

4 委任者Aと、受任者Bが委任契約を締結し、AがBに対して報酬を支払う旨の特約がある場合、Aの責めに帰すべき事由によって、Bが委任事務の一部の履行をするこ

直前対策 第5回 問題

(有)拓明館

とができなくなったときは、Aは、未履行分の報酬の支払いを拒むことができる。

【問 6】債務の弁済に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなければならないが、債権者があらかじめその受領を拒んでいるときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領を催告すれば足りる。
- 2 弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とするが、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額については、債権者と債務者がそれぞれ半額ずつ負担しなければならない。
- 3 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。
- 4 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をするを債権者が知らなかったときは、債務者の意思に反して弁済をすることができる。

【問 7】債務の弁済に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 AのBに対する貸金債権を担保するため、BがB所有の甲土地にAのために抵当権を設定し、その旨の登記をした後、Bが甲土地をCに売却した場合、Cは、Bの意思に反するときは、原則として、Aに対して当該債務の弁済をすることができない。
- 2 A所有の甲土地を賃借しているBが、甲土地上面に建物を建築し、これをCに賃貸している場合、Cは、Bの意思に反しても、Aに対して甲土地の地代の弁済をすることができる。
- 3 債権の目的が特定物の引渡しである場合において、弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、その引渡しは、債権者の現在の住所においてしなければならない。
- 4 弁済をするについて正当な利益を有する者は、債務者のために弁済をしたときは、債権者から債務者への通知又は債務者の承諾がなければ、債権者に代位する旨を債務者に主張することができない。

【問 8】債務の弁済に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。なお、本問において「受領権者」とは、債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいうものとする。

- 1 受領権者以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかった

直前対策 第5回 問題

(有)拓明館

ときに限り、その効力を有する。

2 受領権者以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対し、過失により弁済をした場合には、当該弁済の受領者が当該受領物を債権者に引き渡したとしても、当該弁済は有効にならない。

3 不動産の所有権をもって代物弁済の目的とする場合、その代物弁済による債務消滅の効果は、原則として、所有権移転登記の終了によって生じる。

4 債務者が、過失なく債権者を確知することができない場合に、債権者のために弁済の目的物を供託したときは、その供託をした時に、その債権は消滅する。

【問9】相殺に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1 AがBに対して弁済期の到来した代金債権を有し、BがAに対して弁済期の到来していない貸金債権を有している場合、Aは、当該貸金債権について期限の利益を放棄して、Bに対して相殺の意思表示をすることができる。

2 AがBに対して代金債権を有し、BがAに対して貸金債権を有し、双方の債権が相殺に適するようになっている場合、その後、当該貸金債権が時効により消滅したときでも、Aに対して相殺の意思表示をすることができる。

3 AがBに対して弁済期の到来した代金債権を有しており、Aが過失によりBの身体を侵害したため、BがAに対して損害賠償請求権を有する場合、Bは、Aに対して相殺の意思表示をすることができない。

4 Aの債権者Cが、AのBに対する代金債権を差し押さえた場合、Bが、その差押え前に、Aに対する貸金債権を取得していたときは、Bは、当該貸金債権による相殺をもってCに対抗することができる。